

男女共同参画社会の実現をめざして

－ 認め合い、支え合い、共に築くなかま －



南国市立鷺ヶ池中学校は、『認め合い、支え合い、共に築くなかま』を主題に、平成 19・20 年度南国市立教育研究所「南国市男女平等教育推進モデル校事業」研究協力校として、教育を通して、男女の役割を理解し、互いに認め合い、協力してともに良いなかまづくりをめざしました。

昨年 11 月 19 日には、その取り組みを公開する研究発表会があり、人権擁護委員の吉川葉子さんが「デートDVってなに？」をテーマに講演しました。

全校生徒が、DV（ドメスティックバイオレンス…夫婦や親しい男女間の暴力）がなぜ起きるのか、なぜ逃げられないのかなどについて学び、「いま知ることができてよかった」、「暴力は絶対にいけない」、「自分に何ができるのか考えたい」、「意思を強く持ちたい」、「相手を大切にしたい」など、多くの感想を寄せていました。



今年は、男女共同参画社会基本法制定 10 周年です。

皆さんは「ジェンダー」という言葉をご存知でしょうか。社会的、文化的に作られた性差、つまり「男らしさ」、「女らしさ」とかいった枠組みのことを「ジェンダー」といいます。

僕がこの言葉を知ったのは、学校での人権の取り組みがきっかけです。「男らしさ」、「女らしさ」をテーマに学級会で意見を出し合ったのですが、皆それぞれに違った考えを持っていました。

僕は3人姉弟の末っ子です。小さい頃から姉2人と一緒に人形遊びをよくしていました。泣き虫でおとなしく、元気な姉達にいつも圧倒されていたように思います。

ある時僕が泣いていると、父から「男やったらビービー泣くな。」と叱られました。そんなことを言われても、悲しい時は勝手に涙が出てくるものだし、泣くのは仕方ないこと。僕は余計に悲しくなって涙があふれて止まらなくなったことを覚えています。

よく考えてみれば、こういうことは僕の家では日常茶飯事だったのですが、まさに「ジェンダー」にとらわれた接し方ではないでしょうか。「男の子だから泣くな。」とか「女の子だから礼儀正しくしなさい。」とか、決めつけた言い方や接し方は、相手の人格や個性を無視してしまっているのではないのでしょうか。

僕達はどうしても男性の印象や女性の印象をこうだと決めつけてしまいがちです。「男には力があって、女にはない」「男はスポーツが得意で、女は字が綺麗でおしとやか」など、決めつけのせいで悲しく辛い思いをすることもあるかもしれません。

例えば、男性であっても髪を長く伸ばしたい人もいるだろうし、逆に、女性であっても髪を短くしたい人もいるはずです。それを、「～らしくない」という理由で否定されるとしたら、その人の個性をも否定されることになるでしょう。しかし、そういうことは僕たちの周りで日常的に行われているのが現実のようです。

すべての人が「男だから」「女のくせに」という社会からの抑圧やメッセージの中で育って、多かれ少なかれ「ジェンダー」を身にまといながら、そこに気づけないで日常を送っています。

そしてそのことで、自分の本来持っている「内なる力」が見えなくなったり抑圧されたりといった様々な問題が生じているのです。

それでは「中性的な生き方」をめざせばいいのでしょうか。男性も女性もその性差にとらわれない中性的な生き方・・・僕達はそのことをめざすべきなのでしょう。いや、そうではないでしょう。それぞれの誰もが、ありのままの自分に向き合い、ありのままの自分で生きられる社会をめざすべきではないのでしょうか。

僕について言えば、姉2人の影響も少しはあって小さい頃からの主な遊びは人形遊びやおままごと遊び。おとなしい性格だし、姉たちとはとし年が離れているせいか、ケンカもあまりしたことがなく、皆に可愛がられて育った甘えん坊だから、いわゆる「男のくせに女っぽい」ということになります。

「女は女らしく」と育てられてきた僕の母は、はたして「女らしい」のでしょうか。子どもを3人産み育て、家事や洗濯、家庭を守りながら外にも働きに出ている母を見ていると、ある意味「男らしい」と言われる面もあると思います。また僕の父は、ゴミを出したり、塾の送迎や、時には食事を作ることさえあり、ある意味「女らしい」と言われる面もあると思います。

「ジェンダー」にとらわれて考えると、僕も僕の両親も「～らしくない」と否定される面を持っています。でも、それが僕や両親の個性であり、僕らしさ、両親らしさなのです。

難しいと思う例もあります。男性がスカートをはくというのはどうでしょうか。採用試験の際に、面接へスカートをはいていった男性は、果たして採用になるでしょうか。社会に受け入れられにくい個性を追求するのも考えものだと思います。

僕は僕らしくありたい。そして、社会で認められる生き方もしたい。そのためにも「ジェンダー」に敏感な視点を持ち、育てていきたいと思っています。自分が社会に出た時、ありのままの自分を生きられるジェンダーフリーの社会が実現してほしいと願っています。



男女共同参画社会の定義（男女共同参画社会基本法より）

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会。（第2条）

男女共同参画に関する意識

（内閣府「男女共同参画社会に関する世論調査」（平成19年8月）より）

◎男女の地位の平等感

男女の地位について、4人に3人が「男性の方が優遇されている」と考えています。男女別にみると、そう考えているのは、男性が約66%、女性が約79%という割合です。

◎固定的性別役割分担意識

「男は仕事、女は家庭」という、いわゆる固定的性別役割分担に反対する人の割合は約52%でした。

昭和54年調査では賛成の割合が7割を超えていたのですが、平成16年調査で初めて反対が賛成を上回り、今回、反対が初めて過半数となっています。

男女別にみると、「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考えに男性は賛成する人が多く（賛成約51%、反対約46%）、女性は反対する人のほうが多くなっています（反対約57%、賛成約40%）。また、年齢別にみると、この考えに賛成する人は60歳代で約50%、70歳以上で約57%でしたが、その他の年齢では反対が賛成を上回っており、世代による差が大きくなりました。



政策・方針決定過程への女性の参画

日本は、基本的な人間の能力がどこまで伸びたかを示すHDI（人間開発指数）では177か国中8位ですが、政治及び経済活動への女性の参画を示すGEM（ジェンダー・エンパワーメント指数）では93か国中58位（*）と大きく落ち込んでいます。

日本は、人間開発の達成度では実績を上げていますが、女性が政治経済活動に参画する機会が十分でないといえます。

（*）国連開発機構（UNDP）が平成21年12月18日に発表した最新データによる。パンフレット中は54位。

「社会的性別」 （ジェンダー） の視点

●「社会的性別」（ジェンダー）とは？

人間は生まれつきの生物学的性別（セックス／sex）があります。一方、社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた「男性像」、「女性像」があり、このような男性、女性の別を「社会的性別」（ジェンダー／gender）といいます。「社会的性別」は、それ自体に良い、悪いの価値を含むものではなく、国際的にも使われています。

●「社会的性別」（ジェンダー）の視点とは？

「社会的性別」が差別、性別による固定的役割分担、偏見等につながっている場合もあり、これらが社会的に作られたものであることを意識していこうとする視点です。

●DV（ドメスティックバイオレンス）啓発講座を5年間開催しています。

南国市では、平成16年度から「DVとは?」、「男女間の暴力はなぜ起きるのか」、「DV被害者の支援のために」などをテーマに、市民の皆さんを対象とした講座を毎年開催しています。

20年度は、DVが私たちのごく身近な問題であること、重大な人権侵害であることを再認識するために、初めて「高齢者虐待」も取り上げました。また、若い世代への啓発の必要性から、「デートDV」についても学習しました。講師は、いずれも人権擁護委員の吉川葉子さん（高知市）でした。

1/27

ー高齢者虐待についてー

「老いを生き生き生きる」と題した講演では、まず、厚生労働省がまとめた虐待の現状が説明されました。また、夫婦や親子で交わす日ごろの会話を振り返り、相手を思いやる心、自分の気持ちを上手に伝えることの大切さを学びながら、高齢者の尊厳についてともに考えていきました。

最後は、人権啓発ドラマ「老いを生きる～今日も何処かで高齢者のサインが～」を鑑賞しました。笑いあり涙ありの中、誰もが明日は我が身と感じながら、地域での見守り、支えあいが必要であることを再認識した時間となりました。



こうち男女共同参画センター「ソーレ」の協力で、介護やDVに関するパネルを展示しました。

1/31

ーデートDVってなに？

わたしたちにできることー

講師が日ごろ、中高校生を対象に実施している講演会の内容を中心に進められました。カップルの会話例や、生徒の感想などが具体的に紹介され、参加者からは大変わかりやすかったとの感想が聞かれました。

また、デートDVはごく身近な問題であるとして、若い世代の学習はもちろん、保護者への啓発が必要であるとの意見もたくさんありました。

DV相談窓口

- ・ 県女性相談支援センター（配偶者暴力相談支援センター） 電話 088-833-0783
- ・ 女性の人権ホットライン 電話 0570-070-810 または 088-822-6526

編集後記

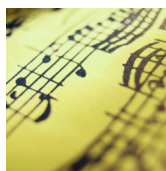
結婚して夫の姓を名乗ることにあこがれる。

夫のワイシャツにしわがあれば笑われるのは妻。

これは、いずれも約20年前までの私の考えです。男女共同参画の担当となって丸3年ですが、その理念を理解するにつれ、恥ずかしい思い出が次々によみがえってきました。

学生時代に参加した、女性ファッション誌主催のツアーで自分の結婚観を語ったところ、編集部の同行スタッフは真顔であきれていました。新婚時代、アイロンがけが下手な私は、イライラしたり泣いたりして、よく夫を困らせました。「女だったら〇〇は当たり前」という性別役割分担意識が強かったのです。その意識が変わったのは出産してからです。長男を出産した際、「男の子でよかったね」と周りから言われ、「女の子だったらどう言われたのだろう」と自問自答したのがきっかけでした。

平成11年に男女共同参画社会基本法が制定され、10周年の節目の年を迎えています。『ハーモニー』も第10号の発行となりました。本号の編集では、中学生の感性豊かで素直な思いに大変感銘を受けました。この情報紙で全文を紹介できたことを嬉しく思っています。(U)



※『ハーモニー』に関するお問い合わせは、

南国市教育委員会生涯学習課 生涯学習人権係にお願いします。

電話 880-6569 FAX 880-6201 メールアドレス jinken@city.nankoku.kochi.jp